

せん漁業（大型雑魚かご漁業）許認可方針（但馬海区）

令和3年1月21日制定

本県但馬海区におけるせん漁業のうち、大型雑魚かご漁業の許可及び起業の認可の基準を以下のとおり定める。

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 大型雑魚かご漁業とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数）

第2 船舶の総トン数は10トン未満でなければならない。

第3 船舶等の数又は漁業者の数は、漁業調整規則第11条第3項に基づき、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で別に定める。

（推進機関の馬力数）

第4 定めなしとする。

（操業区域）

第5 別表左欄に掲げる地区につき、各欄に掲げる範囲内とする。

（漁業時期）

第6 漁業時期は、3月1日から11月30日までとする。

（漁業を営む者の資格）

第7 別表左欄に掲げる地区につき、各欄に掲げるとおりとする。

第2章 許可等の条件

（許可に付する条件）

第8 使用漁具、漁法等につきそれぞれ次表のとおり条件を付する。

条件
(1) 水深50メートル以深の海域では操業してはならない。
(2) 使用するかごの数は15個以内とする。
(3) かごに使用する網の内径は6センチメートル以上でなければならない。
(4) 餌を使用してはならない。
(5) かごの規格は、縦120センチメートル以上140センチメートル以下、横120センチメートル以上140センチメートル以下、高さ60センチメートル以上70センチメートル以下の角形のものとする。

第3章 許認可の優先順位等

(許認可の優先順位)

第9 当該漁業の許認可の優先順位は、第7に定める漁業を営む者の資格を有する者のうち、次の順序による。

- (1) 優先順位1位 現に当該漁業の許可を受けている者（以下「既存許可者」という。）であって、許可の有効期間の満了日到来のため、使用する船舶に係る内容を除き従前の許可の内容と同一の内容で改めて申請した既存許可者。
- (2) 優先順位2位 県内に住所を有する者で、国又は県の漁業者研修制度若しくは漁船リース事業を活用し、当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする者。
- (3) 優先順位3位 県内に住所を有する当該漁業の従事者（従事経験1年以上）で、当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする者。
- (4) 優先順位4位 県内に住所を有する当該漁業の従事者（従事経験1年未満）、若しくは当該漁業以外の従事者で当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする者。
- (5) 優先順位5位 現に当該漁業の許可を受けている者の後継者として当該漁業を営もうとする者。
- (6) 優先順位6位 前各号以外の者。

2 前項各号において同順位である者相互の順位は、当該漁業を専業として営もうとする者を優先する。

3 前項においても許認可をする者を定めることができない場合は、漁業調整規則第11条第6項に基づきくじを行い、許認可をする者を定める。

(許可の有効期間)

第10 3年とする。

(教示事項)

第11 次のとおり教示事項を付する。

教示事項
(1) 共同漁業権の設定してある区域においては、漁業権者の指示に従うこと。
(2) この処分について不服がある場合には、①この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすること、及び②この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

附則 1 この方針は、令和3年1月21日から適用する。

別表 1

地区	操業区域	漁業を営む者の資格
津居山	豊岡市瀬戸と同市竹野町田久日界の御持ちの滝から真方位 353 度 40 分を見通した線以東の兵庫県海面。	県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が豊岡市（平成 17 年 3 月 31 日以前に登録された船舶にあつては城崎郡城崎町）の船舶に限る）を使用する者で、操業区域に含まれる共同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者から同意を得た者。
竹野	豊岡市瀬戸と同市竹野町田久日界の御持ちの滝から真方位 353 度 40 分を見通した線と、美方郡香美町香住区相谷字シキの尾 5 番地の 5 押廻鼻北端から真方位 358 度 40 分を見通した線の間	県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が豊岡市（平成 17 年 3 月 31 日以前に登録された船舶にあつては城崎郡竹野町）の船舶に限る）を使用する者で、操業区域に含まれる共同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者から同意を得た者。
柴山	美方郡香美町香住区相谷字シキの尾 5 番地の 5 押廻鼻北端から真方位 358 度 40 分を見通した線と、同郡同町同区沖浦長ツロ 479 番地と同郡同町同区境今子谷 632 番地の 1 との界から真方位 353 度 40 分を見通した線の間	県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が香美町（平成 17 年 3 月 31 日以前に登録された船舶にあつては城崎郡香住町）の船舶に限る）を使用する者で、操業区域に含まれる共同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者から同意を得た者。
香住	美方郡香美町香住区沖浦長ツロ 479 番地と同郡同町同区境今子谷 632 番地の 1 との界から真方位 353 度 40 分を見通した線と、同郡同町同区下浜水ヶ浦 1534 番地と同郡同町同区鎧松ヶ崎 493 番地との界から真方位 353 度 40 分を見通した線の間	県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が香美町（平成 17 年 3 月 31 日以前に登録された船舶にあつては城崎郡香住町）の船舶に限る）を使用する者で、操業区域に含まれる共同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者から同意を得た者。
鎧	美方郡香美町香住区下浜水ヶ浦 1534 番地と同郡同町同区鎧松ヶ崎 493 番地との界から真方位 353 度 40 分を見通した線と、同郡同町同区余部字御崎ヲトシ通り岩北端から真方位 353 度 40 分を見通した線の間	県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が香美町（平成 17 年 3 月 31 日以前に登録された船舶にあつては城崎郡香住町）の船舶に限る）を使用する者で、操業区域に含まれる共同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者から同意を得た者。

余部	美方郡香美町香住区下浜水ヶ浦 1534 番地と同郡同町同区鎧松ヶ崎 493 番地との界から真方位 353 度 40 分を見通した線と、最大高潮時海岸線における同郡同町と同郡新温泉町の界から真方位 353 度 40 分を見通した線の間の兵庫県海面。	県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が香美町（平成 17 年 3 月 31 日以前に登録された船舶にあつては城崎郡香住町）の船舶に限る）を使用する者で、操業区域に含まれる共同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者から同意を得た者。
三尾	美方郡香美町香住区余部字御崎ヲトシ通り岩北端から真方位 353 度 40 分を見通した線と、同郡新温泉町芦屋地先東矢城東端から真方位 353 度 40 分を見通した線並びに同東端、西端及び西端から真方位 173 度 40 分を見通した線と対岸との交点を結んだ線の間の兵庫県海面。	県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が新温泉町（平成 17 年 9 月 30 日以前に登録された船舶にあつては美方郡浜坂町）の船舶に限る）を使用する者で操業区域に含まれる共同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者から同意を得た者。
浜坂 芦屋	最大高潮時海岸線における美方郡香美町と同郡新温泉町の界から真方位 353 度 40 分を見通した線と、同郡同町芦屋地先ウラ門崎突端から真方位 353 度 40 分を見通した線の間の兵庫県海面。	県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が新温泉町（平成 17 年 9 月 30 日以前に登録された船舶にあつては美方郡浜坂町）の船舶に限る）を使用する者で操業区域に含まれる共同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者から同意を得た者。
諸寄 釜屋	美方郡新温泉町芦屋地先東矢城東端から真方位 353 度 40 分を見通した線並びに同東端、西端及び西端から真方位 173 度 40 分を見通した線と対岸との交点を結ぶ線と、最大高潮時海岸線における同郡同町釜屋居組界から真方位 333 度 40 分を見通した線の間の兵庫県海面。	県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が新温泉町（平成 17 年 9 月 30 日以前に登録された船舶にあつては美方郡浜坂町）の船舶に限る）を使用する者で操業区域に含まれる共同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者から同意を得た者。
居組	最大高潮時海岸線における美方郡新温泉町釜屋居組界から真方位 333 度 40 分を見通した線以西の兵庫県海面。	県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が新温泉町（平成 17 年 9 月 30 日以前に登録された船舶にあつては美方郡浜坂町）の船舶に限る）を使用する者で操業区域に含まれる共同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者から同意を得た者。